

令和6年度(2024年度)第2回熊本市環境審議会 議事録要旨

1 日 時 令和6年(2024年)8月2日(金)10時00分から11時40分まで

2 場 所 議会棟 総務委員会室

3 出席者 環境審議会委員(11名)

篠原 亮太	会長	鳥居 修一	副会長
阿部 淳	委員	川越 保徳	委員
宮瀬 美津子	委員	上迫 大介	委員
阪本 恵子	委員	澤 克彦	委員

※以下の委員はオンライン参加

張 代洲	委員	宮園 由紀代	委員
茨木 いずみ	委員		

事務局(3名)

戸澤 角充	環境推進部長	住谷 憲昭	環境政策課長
緒方 美治	環境政策課副課長		

森の都推進部(3名)

北村 竜彦	森の都推進部長	長 和史	みどり政策課長
森嶋 武宏	みどり政策課副課長		

4 欠席者 環境審議会委員(5名)

高宮 正之	副会長	井寺 美穂	委員
柴田 祐	委員	中田 晴彦	委員
鈴 和幸	委員		

5 次第

(1) 開会

(2) 議題

①諮問事項

ア 緑地の保全制度の見直しに当たっての基本的考え方について

イ 環境保護地区の指定解除について

②報告事項

(仮称)熊本市環境影響評価条例の検討状況について

(3) その他

(4) 閉会

議題①イ「環境保護地区の指定解除について」は、熊本市情報公開条例 第7条第6号の不開示情報に該当するため、非公開での審議となります。

6 配布資料

次第

資料1 緑地の保全制度の見直しに当たっての基本的考え方について

資料2 環境保護地区の指定解除について

資料3 (仮称)熊本市環境影響評価条例の検討状況について

開 会

【配布資料の確認】

事務局より説明

【定足数報告】

事務局 熊本市環境審議会規則第10条第2項の規定により委員の過半数の出席が必要であるが、本日は委員16名中11名の出席であるため、審議会開催の定足数を満たしていることを報告する。

議 題

【緑地の保全制度の見直しに当たっての基本的考え方について】

篠原 会長 環境保護地区制度の見直しについて森の都推進部みどり政策課から資料の説明をお願いしたい。

(みどり政策課 資料1について説明)

篠原 会長 ただいまの事務局からの説明を受けて、ご質問やご意見はあるか。

宮瀬 委員 支援制度について、熊本県において地下水保全に関し協力した農家に支払う助成金の大幅な見直し行われた、その結果、多くの農家の方が協力し地下水保全計画の涵養量が目標初達成という新聞記事もあった。ただし、元々の目標値は半導体関連企業が進出する前の目標値であるため、今後は目標値を高くする必要があると思っている。

今回の議題に関しても、協力してくれる方が減っては、緑地の保全もままならないため、土地所有者が自然を良好に保つために必要な経費の多くを自己負担とすることがないように適正な金額を検討の際に十分配慮いただきたい。

みどり政策課 長 課長 緑地を適切に保つ支援と地下水の涵養の支援とは若干異なるかもしれないが、他の緑を守る支援制度も参考にしながら進めて行きたい。一方で、あくまで民有地であることから、どこまで支援するかは難しい所であり、ご意見も踏まえながら検討していきたい。

澤 委員 現状の制度が30年前の制度ということで、おおらかに取り組んでいた環境保護制度だったのかなと思う。その後、熊本市が合併し政令指定都市となることで、面積的にも様々な自然環境要因としても広がってくる中で、今回の見直しが合併部のなかにおいても多様な自然環境の在り方も視野に入れた議論が必要かと思う。現状、都市型の部分で指定されている部分も、当時の熊本市の中での議論であったので、その辺りの視点も取り入れた議論が必要ではないか。また、昨年、自然環境部会の方で行われた指定解除の議論でも、都市型の中での議論と周辺の緩衝帯も含めた地域の議論が行われた。どちらかというと解除される側の勢いの方が強く、指定が増えていくよりも解除の議論の方が増えていくのは由々しき事態と考えている。

阿部 委員 経済的な支援も大切だが、高齢化や相続した方が住んでいないといったことがあり、環境保護地区で林になっている場所も多い。下草刈りや管理業務などをどうするのか、労力面の支援も考えないといけない。今度、新しく制度ができ、指定しなおす時に地主の方と話し合っってどういう管理が必要なのか、また管理をどうするのか、踏み込んだうえで指定をして、必要があれば管理について業者に頼む等の支援を熊本市で考えていく必要がある。スケジュールについて、あと、4カ月ほどで案を作り、環境審議会に提出するのは、厳しいのではないかと。2か月に1回と仮定した場合、2、3回の開催となり、相当、頑張らないといけないと思った。

篠原 会長 環境保護地区はそれぞれの場所によって色々な課題を抱えている。詳細な分析をし、細かな対応ができるか、こういった制度を盛り込めるか審議してほしい。こちらに関しては、4月26日に環境審議会でも自然環境部会に付議する了承を得た。今後の審議については、自然環境部会に検討してもらいたい。

議 題

【（仮称）環境影響評価条例の検討状況について】

篠原 会長 （仮称）環境影響評価条例の検討状況について環境政策課から資料の説明をお願いしたい。

（環境政策課 資料3について説明）

篠原 会長 ただいまの事務局からの説明を受けて、ご質問やご意見はあるか。

川越 委員 複合事業の一体性の考え方について、市街地化が進むというか、市が発展していく際、大規模なもので変化するものもあるが、小さなものが複合的に集まり、広がっていくというのが自然。

5ページの③ 複合事業の一体性の考え方では、(i)(ii)(iii)全ての要件を満たす場合は「複合事業」に該当する、とある。そうすると、違う事業体が、複合事業に相当するような、すぐ横の近接する場所にどんどんできてしまった場合、それは仕方がない、となるのか不安。

住谷 環境政策課長 対象事業や規模要件の設定については、他都市の先事例を調査し、現在の要件を設定している。

しかしながら、ご意見いただいたとおり、より現実的な問題課題も生じてくると思う。そのため、今後、技術指針等を定める委員会の中で深く議論、検討を進めてまいりたい。

篠原 会長 この問題は難しいものであり、環境影響評価技術指針等検討委員会で深掘したいと思います。

宮瀬 委員 4ページの第1種事業に関して、面積25ha以上、一定の要件を満たす場合、面積50ha以上となっている。これは県の基準と合わせることだが、地下水涵養に関して、自分たちが汲み上げる量と同程度のものを涵養できる、という確証が何をもってするのか疑問。台湾の半導体の企業のホームページなどを見ても、具体的にどのように地下水を涵養していくという情報もまだ出ていない。例えば、ソニーさんのホームページを見ると、現在工場における水の使用量地下水の涵養事業に積極的に関与されているので、そこで生み出される地下水の量は推定値ではあるが公表され説明責任が果たされている。

熊本市圏域では、大津、菊陽の地下水涵養のような大がかりな仕組みもなく、どちらかという消費する側になる。そのため、面積を県に合わせ、地下水涵養できるならば、50ヘクタール以上で良いとする必要があるかは疑問に思っている。

もう1点は、大事な熊本市民が使用する水の汲み上げは、かなりの割合が、動植物園近くにある井戸（健軍水源地）である。その地下水が流れてくる経路は国土交通省はじめ様々な所で研究が進んでいるが、その流域に当たるところに地下水を汚染する可能性のある工場ができると、その井戸が使えなくなるので非常に懸念している。スクリーニングの対象やC A S B E Eなど考えておられるが、それで、その懸念が防げるのかをしっかりと検討してほしい。

住谷 課長 涵養量について、実際どのように確認を行うのかは非常に悩ましいところである。現在、県のホームページに涵養量の算定方式として、年間の降雨量または平均降水量に涵養を整備する面積、森林・田畑・草原など、それぞれの係数を掛け合わせたものを地下水涵養量として算定する計算式が掲載されている。本市もその算定方式を活用していく予定だが、事業者による取組が実際になされたかの確認も必要になると考えている。事業者の取組については、口頭による約束ではなく、書面の提出を求めていくことで担保を取っていきたいと考えている。

次に2点目の、熊本市は地下水を使う側であるため、涵養できるなら規模要件の見直し基準を県と同様にして大丈夫なのか、熊本市分の涵養を確保できるのかという点について。熊本県と異なり7ページにお示ししている熊本地域11市町村地域内での涵養を事業者に求めていく。涵養を実施する場所は、本市周辺にしていきたいと考えている。

3点目、工場排水による水質汚濁の問題について、こちらも環境影響評価やC A S B E Eの一つの項目として、水質汚濁、環境基準など、また国等でも様々な定めがある。各種基準に基づき専門部会において判断していただき、アセスが必要か不要か、認められるかどうかを判定していきたいと考えている。

宮園 委員 6ページの環境影響評価手続が不要と判断する流れについて。アセスをする時には、事業者側にも多くのコストがかかる。その中で、環境影響評価不要という選択肢になることもあったと考えられる。その場合、どうしてこの事業はアセス不要になったのか、という根拠があり審査をかけられるのだと思う。

今後、パブリックコメントを出す時には、どのような根拠立てで、なぜ評価が不要になるのか、もう少し明確になったほうが市民に分かりやすいと思う。

住谷 環境政策課長 環境影響評価が不要になるかどうかについて、まず、最初に配慮書手続を求めるが、ここで簡易的にどのような事業を行うのか事務局として事業者

からの説明を受け判断したい。そのうえで、判断に迷う場合には、環境影響評価審査会の専門家の方々からのご意見を聴取し判断していきたい。

また、不要と判定した事業に関しても、どのような形で公表していくか、市民に分かりやすい手法について検討していきたい。今後、環境影響評価技術指針等検討委員会の中でも議論していきたいと考えている。

篠原 会長 環境影響評価技術指針等検討委員会でもスクリーニングに関しては慎重にやるべきと私も発言している。不要というのは、事業の環境的な質を上げるということを目的とすべきであり、業者のコストを下げるためという意味ではない。スクリーニングを導入することにより、建替事業だと、もっと良いものになるよう促進させるためのスクリーニングであるという意味を理解いただく。決して安易に不要にするためではない。

住谷 環境政策課長 補足させていただくが、2ページに手続きの流れを示している。仮に、2番のスクリーニングで評価手続き不要となった場合、国の環境影響評価法では事後調査を求めているが、本市としては、事業計画の範囲内や想定していた環境影響の範囲内であるかどうかの報告を求め、実際に環境影響評価が生じている場合には、追加の環境保全措置等を求めることにしたいと考えている。会長の発言のとおり、スクリーニングによって安易に緩和するわけではない。事業者に対する迅速かつ適正な事業遂行になるための一つの手段であって、環境影響評価を緩くするものではない。

澤 委員 2点、質問と意見である。アセスが開発行為というアクセルに対して、ブレーキの役割を果たすときに、加減の問題があるということ。熊本都市全域での経済発展と環境と社会のバランスの中、締め出すわけではないが、一定程度バランスの取れた森の都の話が出てくる。

その時に、指定地域の中での環境保護地区の扱いは、守らなければならない大事なブレーキであると思う。これがアセスのない時代の環境保護地区の考え方からすると、もう1段深い議論をしなければいけない。と同時に、保護地区を指定する方々からは手間がかかると思われ方も想定される。しかし、それ以上に自分たちの地域の環境を一緒に守る砦だという視点を持つておく必要があると再認識した。

もう1点、川越委員の発言された、事業の実施主体についてはかなり複雑だろう。単独会社1つをイメージしやすいが、最近の事業は開発する主体も、複合化して共同事業体になっている。単に施工するだけのジョイントベンチャーだけでなく、建物そのものを共同所有したり、関係性が複雑になっている。そのような中、申請するところで事業を行うものが表面上見えづらくなっている。共同事業体の一部の会社が単

独会社として別開発をするといった、シンプルに見えるものばかりではない。相当の経済側での時代に応じた動きをどう見極めるかという議論もこの評価の議論の中では必要ではないかという認識を持った。

住谷 環境政策課長 自然環境の保全を大事にしつつも、熊本市の経済の発展も必要である。両方のバランスがとれて、街が発展していくものだと考えている。環境アセスは事業へ許認可を与えるものではなく、よりよい事業にしていくためのものである。評価手続、助言アドバイス等によって事業のよりよい方向性を示し、促していけたら良いと考えている。

また、環境保護地区の見直しに関しては、アセスの要件とは異なる案件ではあるものの、今後も都市建設局と連携を図り協議しながら考え方の整理をしていきたい。

上迫 委員 ５ページの「接する事業」について、何をもって「接する」というのか昨年度の環境審議会において議論があった際、環境影響評価技術指針等検討委員会の方で議論すると言われたが、現時点で議論が進んでいたら、教えてほしい。

住谷 環境政策課長 接する事業の判断基準については、環境影響評価技術指針等検討委員会で議論いただいた結果、地番でもって判断をするということでした。面事業の場合、緩衝帯の設置なども想定されるが、例えば工場と指定地域の間には緩衝帯が設置されている時は、緩衝帯まで含めて開発行為としたうえで、緩衝帯の地番で判断することとする。

茨木 委員 事業者に対し、ウェブサイト等で誰でもアクセスできるような、情報の公開を促す項目を入れるといったことは検討しているのか。

例えば、事業でどのくらいの地下水を使っている、涵養量を確保する取組としてこのようなことを行っているというような情報を市民も簡単に知れたら良い。

住谷 環境政策課長 各事業者において、公表の手法も異なると考えており、公表の手法、範囲、基準規定等に関しては現時点で検討まで至っておらず、判断基準もまだ持ち合わせていない。今後の環境影響評価技術指針等検討委員会の中で委員の方々と一緒に考えていきたい。

篠原 会長 情報が公開されると市民の不安感が払拭される。公開されると市民からの行政への意見も出やすくなる。今後も議論していきたい。

他に質問はないか。なければこれを持って令和６年度第２回熊本市環境審議会を閉会する。事務局へお返しする。

事務局

事務局 本日の審議は議事録要旨を作成し、後日、委員にご確認をいただきたい。

終 了

以 上